

管内の保安状況について

令和8年3月19日

北海道産業保安監督部

目次

1. 労働災害防止計画について

2. 鉱山災害の発生状況について

3. 鉱山災害の防止に向けた取組について

第14次鉱業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）の概要①

I. 目標

各鉱山においては、

全鉱山における鉱山災害の発生状況として、

鉱山災害を撲滅させることを目指す。

計画期間5年間で、次の指標を達成することを目標とする。

指標1：毎年の死亡災害は0（ゼロ）

指標2：5年間の平均で、**鉱山災害の度数率0.70以下**

指標3：5年間の平均で、**重傷災害の度数率0.50以下**

注）度数率：稼働延百万時間当たり罹災者数（人／百万時間）
鉱山災害：休業日数が3日以上災害
重傷災害：死亡災害を除く休業日数が2週間以上の鉱山災害

II. 主要な対策事項

1 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

① 鉱山保安マネジメントシステム導入・運用の深化

- 鉱業権者は、リスクアセスメントやマネジメントシステムの充実等の取組を引き続き推進する。これらの取組の中核となる人材を育成し、鉱山労働者と一体となって鉱山保安マネジメントシステムの運用に取り組む。
- 国及び鉱業権者は、引き続き自己点検チェックリストにより毎年適切に評価を行い、必要と認めた場合に追加の対策を講ずる。
- 国は、自己点検チェックリストの見直しを行い、全ての鉱山で取り組むよう鉱業権者に促す。
また、必要に応じ鉱山保安マネジメントシステム導入のための手引書を見直すとともに、具体的な実施方法に関する助言や優良事例についての情報提供の充実等を引き続き図る。

② 鉱山規模に応じた鉱山保安マネジメントシステムの導入促進

- 国は、情報提供ツールを充実させるとともに、各鉱山の状況に応じたきめ細かな助言の一層の充実を図る。

2 自主保安の推進と安全文化の醸成

① 自主保安の徹底と安全意識の高揚

- 保安統括者、保安管理者及び作業監督者は、鉱山における保安管理体制の中核として、常に現場の保安状況を把握し、その職責の十分な遂行に努める。
- 鉱山労働者は、保安規程や作業手順書の遵守にとどまらず、保安活動に積極的に参画するとともに、自らの知識や技能、経験をそれらの作成や見直しに反映するように努める。
- 鉱業関係団体は、「保安管理マスター制度」の運用や改善を始めとした自主保安体制強化のための取組等、鉱山災害防止活動を積極的に実施する。

② 鉱山における安全文化と倫理的責任の醸成

- 経営トップは、保安方針を表明するとともに鉱山における保安活動を主導し、鉱山に関わる全ての者が保安に関する情報に通じ、保安活動に参画できる環境作りに努める。

③ 自主保安の向上に資する人づくりへの取組

- 鉱業権者は、現場保安力の向上のため、危険体感教育、危険予知の実践教育並びに保安技術及び知識に関する学習の機会を設けるとともに、国が情報提供している鉱山災害事例等を活用し、継続的な保安教育の実施に努める。
- 国は、外部専門家を活用した保安指導や鉱山労働者等を対象とした各種研修の実施等に取り組む。
- 鉱業関係団体は、危険体感教育に関する情報を提供する。

第14次鉱業労働災害防止計画（令和5年度～令和9年度）の概要②

II. 主要な対策事項

3 個別対策の推進

① 死亡災害・重傷災害の原因究明と再発防止対策の徹底

- 鉱業権者は、徹底した原因究明と再発防止に努める。また、ヒューマンエラーが発生したとしても鉱山災害につながらないようにするための対策を引き続き検討するとともに、ヒューマンエラーの発生を抑制する対策を講ずる。
- 国は、鉱山災害情報を分かりやすく整理及び分析を行い、情報提供を積極的に行う。

② 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

- 鉱業権者は、リスクアセスメントの継続的な見直しを徹底して行うとともに、運搬装置に取り付ける安全装置の積極的な導入や、危険予知活動を一層重視した教育の反復実施等に努めることにより、鉱山災害の着実な減少を図る。
- 国は、鉱山災害事例等を活用し、きめ細かな助言や情報提供を行う。特に運搬装置に取り付ける安全装置や自動運転による運搬装置の無人化への取組等について最新の情報を収集し、情報提供を行う。

③ 罹災する可能性が高い鉱山労働者に係る防災対策の推進

- 国は、鉱山労働者のうちとりわけ経験年数が少ない者や高齢者が罹災する可能性が高いことから、鉱業関係団体等と連携及び協働し、当該鉱山労働者の罹災を減少させるために鉱業権者や鉱山労働者が活用できる教育ツール等を作成する。
- 鉱業権者は、単独作業対策として、カメラ、センサーによる作業の記録や管理等により、鉱山災害の未然防止や原因究明を容易に行うことができる環境の整備に努める。

④ 鉱種の違いに応じた災害に係る防止対策の推進

- 国は、発生状況の違いについても情報収集を行い、全国横断的な鉱業関係団体に加えて、地域の鉱業関係団体とも連携しつつ、保安向上のための情報共有や保安教育の機会を設けるなどの取組を進める。

⑤ 自然災害に係る防災対策の推進

- 鉱業権者は、近年激甚化している地震、台風、豪雨等の自然災害の発生に備え、露天採掘切羽等を点検し、必要に応じ鉱山労働者等に対し、避難場所の設定及び周知並びに定期的な避難訓練の実施等の防災対策を講ずる。また、自然災害発生後に操業を再開する際には、露天採掘切羽等を綿密に点検し、二次災害の防止を図る。

4 基盤的な保安対策とデジタル技術の活用等の推進

① 基盤的な保安対策

- 鉱業権者は、次に掲げる基盤的な保安対策を推進する。
(1) 露天掘採場の残壁対策 (2) 坑内の保安対策
(3) 作業環境の整備

② デジタル技術の活用等による保安技術の向上

- 鉱業権者は、運搬装置にデジタル技術を活用した安全装置を取り付ける等、鉱山災害の防止に効果的なハード面の対策を一層推進するよう努める。
- 国は、デジタル技術を活用した安全装置等、保安の向上に関する最新の情報を積極的に提供することにより、その実地への適用を推進する。

5 中小規模の鉱山における保安確保の推進

- 国及び鉱業関係団体は、中央労働災害防止協会の支援制度の活用や、地域単位で鉱山の関係者が行う保安力向上のための情報交換、大規模の鉱山による保安レベルの底上げのための積極的な取組等が中小規模の鉱山において円滑に行われるよう、きめ細かな対応を行う。

目次

1. 労働災害防止計画について

2. 鉱山災害の発生状況について

3. 鉱山災害の防止に向けた取組について

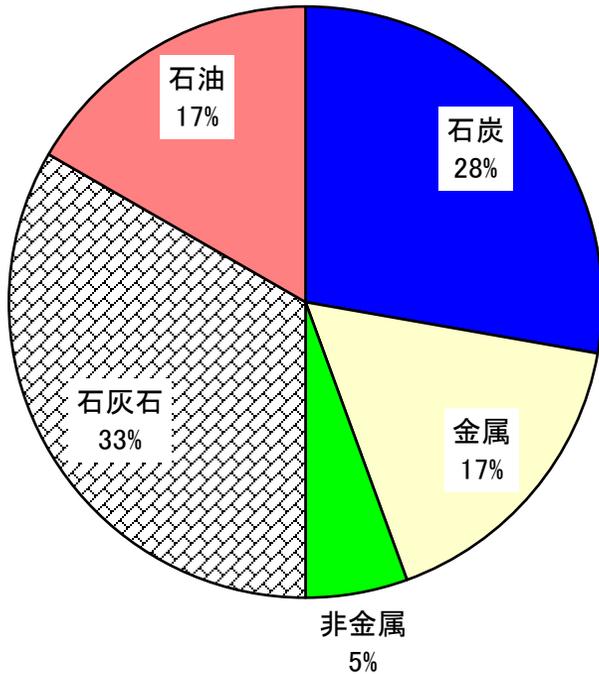
国内及び管内鉱山の現況（管内鉱山数・鉱山労働者数）

鉱山数

	石炭	亜炭	金属	非金属	石灰石	石油	計
全国	10	2	61	124	224	59	480
管内	10	—	6	2	12	6	36
対全国	100%	—	10%	2%	5%	10%	8%

※令和7年12月現在

管内鉱種別鉱山数比率

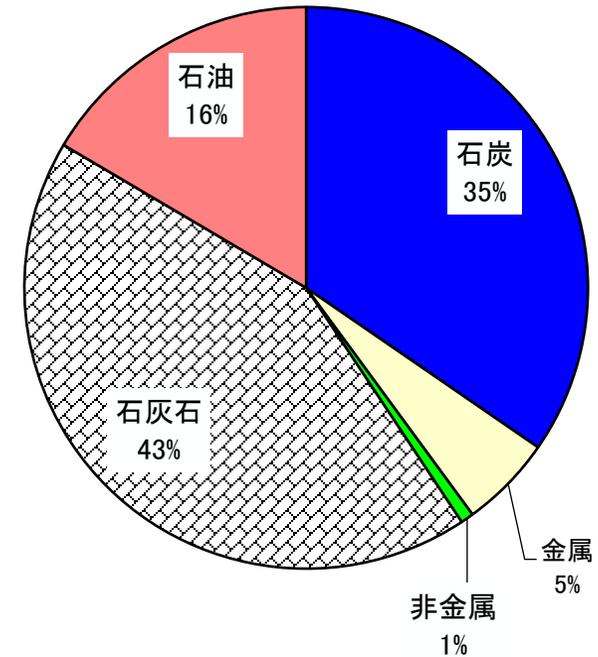


鉱山労働者数

	石炭	亜炭	金属	非金属	石灰石	石油	計
全国	279	7	1,730	1,278	6,253	1,450	10,997
管内	279	—	43	6	345	133	806
対全国	100%	—	2%	0%	6%	9%	7%

※令和7年12月現在

管内鉱種別労働者数比率



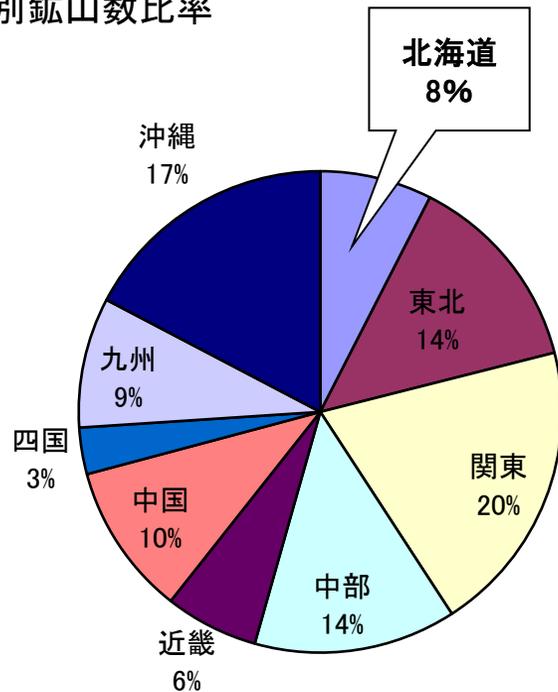
国内及び管内鉱山の現況（監督部別鉱山数・鉱山労働者数）

監督部別 鉱山数・鉱山労働者数

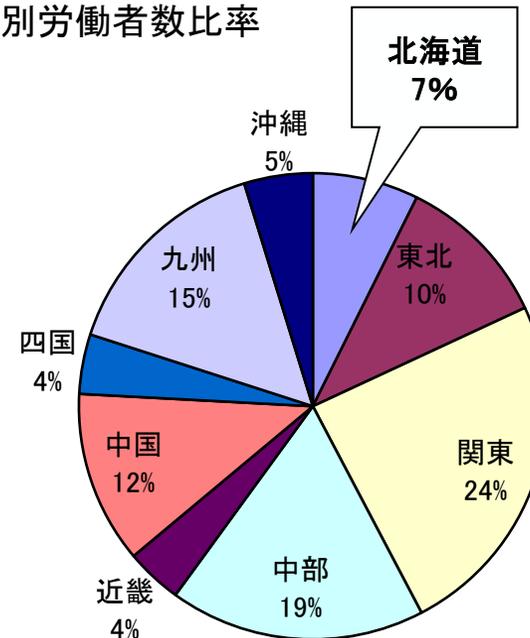
	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
鉱山数	36	65	95	65	30	49	15	42	83	480
鉱山労働者数	806	1,180	2,667	1,944	430	1,314	455	1,680	521	10,997

※令和7年12月現在

監督部別鉱山数比率



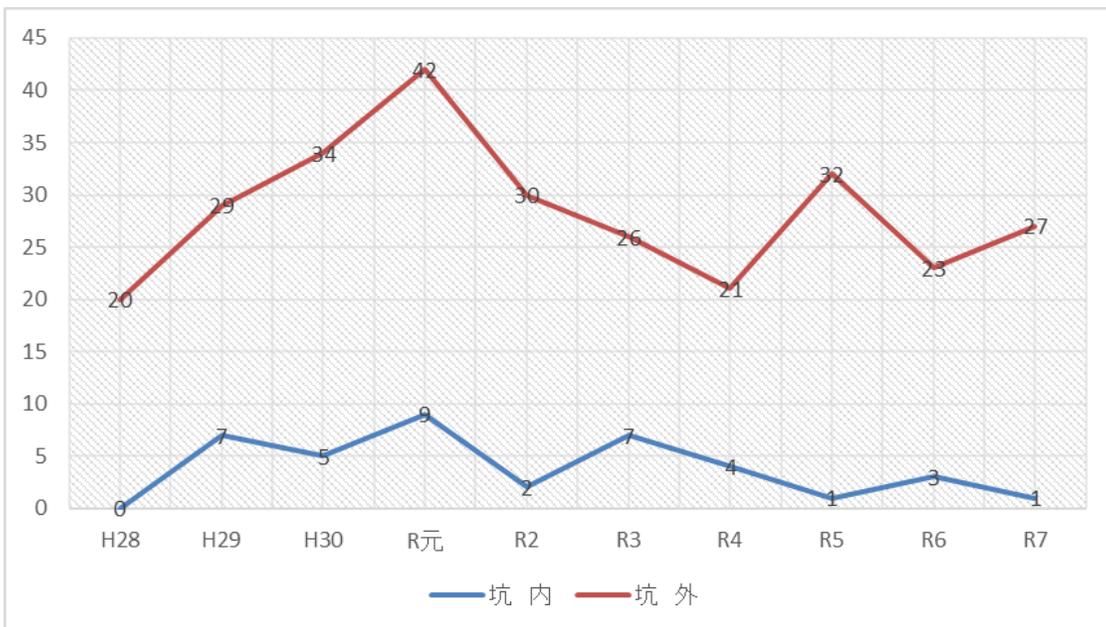
監督部別労働者数比率



鉱山災害の発生状況（発生件数）

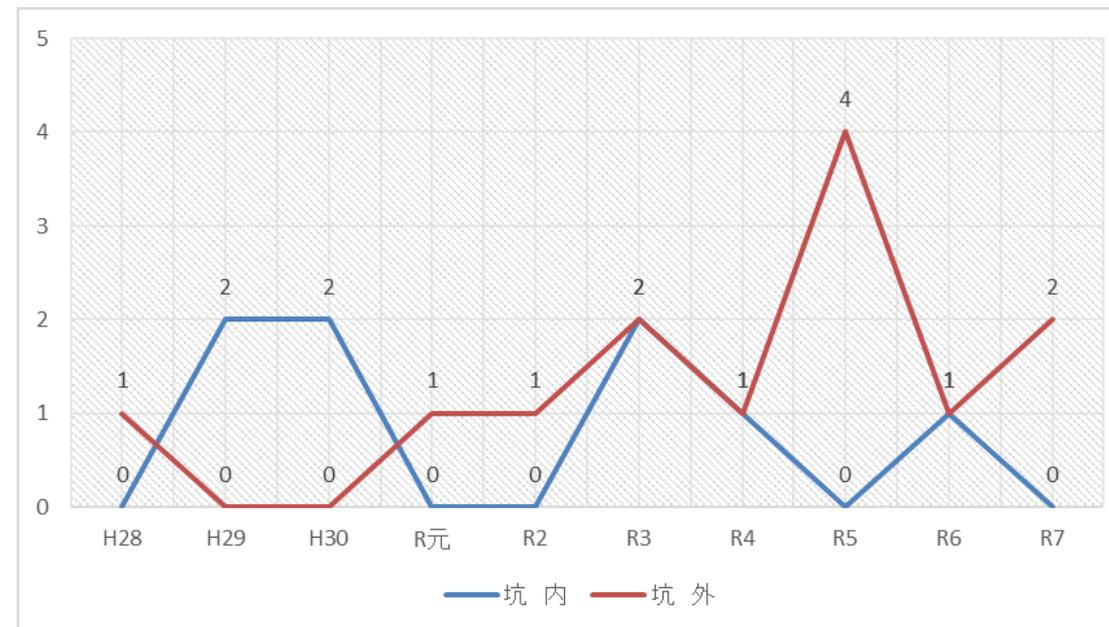
全国 発生件数

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
坑内	0	7	5	9	2	7	4	1	3	1
坑外	20	29	34	42	30	26	21	32	23	27
計	20	36	39	51	32	33	25	33	26	28



管内 発生件数

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
坑内	0	2	2	0	0	2	1	0	1	0
坑外	1	0	0	1	1	2	1	4	1	2
計	1	2	2	1	1	4	2	4	2	2



※令和7年は、鉱山保安統計年報 令和7年12月号による。
平成28年～令和6年は、鉱山保安統計年報【確報】他による。

鉱山災害の発生状況（災害種類別）

全国 災害種類別

		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発破・火薬類		2	1	4	6	3	4	0	3	6	2
火災		1	6	6	9	8	6	7	4	5	8
運搬	車両系・自動車	3	7	6	3	5	0	2	3	1	1
	コンベア	3	5	4	3	1	3	1	4	5	0
	その他	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
機械		0	1	1	0	0	1	4	3	1	0
取扱中器材・鉱物		2	5	1	2	2	8	0	4	1	3
墜落		5	5	5	5	5	5	0	3	1	5
転倒		0	3	1	5	2	3	3	5	4	1

管内 災害種類別

		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
発破・火薬類		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
火災		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
運搬	車両系・自動車	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	コンベア	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取扱中器材・鉱物		0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
墜落		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
転倒		0	0	0	0	0	1	0	1	2	0

※令和7年は、鉱山保安統計年報 令和7年12月号による。
平成28年～令和6年は、鉱山保安統計年報〔確報〕他による。

鉱山災害の発生状況（罹災者数）

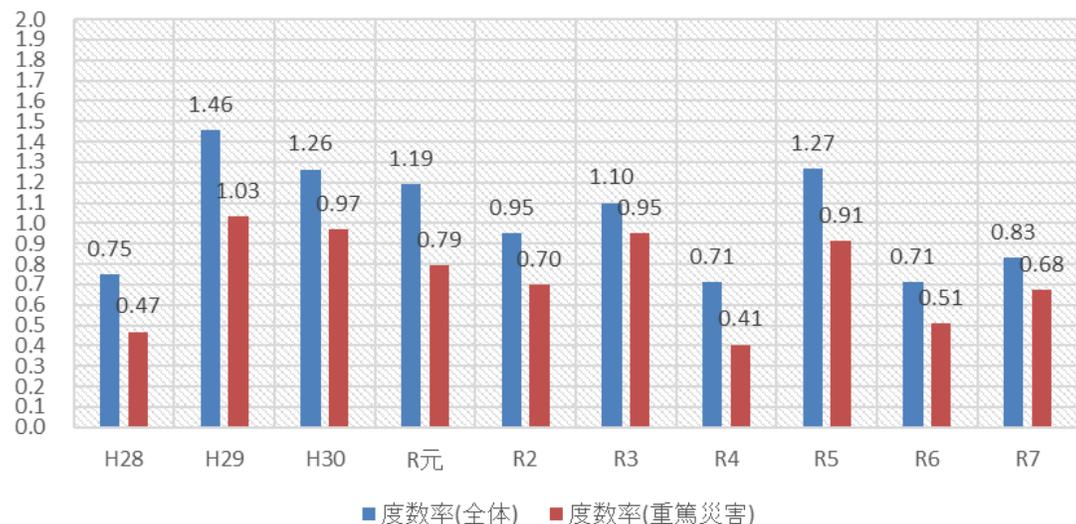
全国 罹災者数

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
死亡	3	1	0	2	1	0	1	2	0	1
重傷 4週間以上	9	18	18	12	10	13	6	14	9	8
傷 4週間未満	1	4	2	4	4	6	2	4	1	5
軽傷	3	8	6	6	4	3	5	5	4	2
計	16	31	26	24	19	22	14	25	14	16

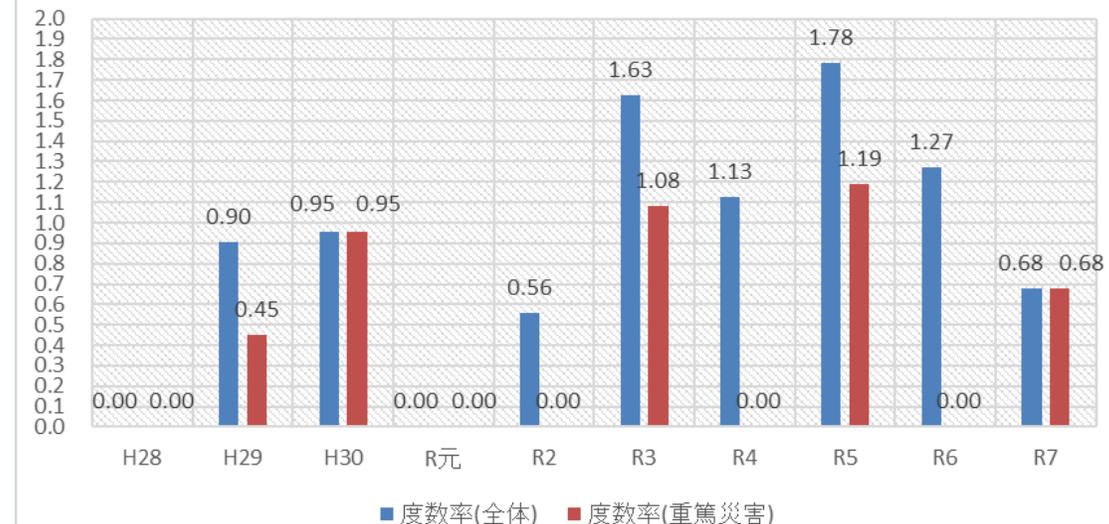
管内 罹災者数

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
死亡	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
重傷 4週間以上	0	1	2	0	0	1	0	1	0	1
傷 4週間未満	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
軽傷	0	1	0	0	1	1	1	1	2	0
計	0	2	2	0	1	3	2	3	2	1

度数率(全国)



度数率(管内)



※令和7年は、鉱山保安統計年報 令和7年12月号による。
平成28年～令和6年は、鉱山保安統計年報【確報】他による。

※重篤災害は、死亡を除く重傷以上の災害

鉱山災害の発生状況（鉱害等発生件数）

全国 鉱害等発生件数

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
坑廃水	10	3	3	2	4	2	9	1	2	2
坑廃水(土壌)	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1
鉱煙	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
油の排出	0	2	1	1	0	2	0	0	0	0
劇毒物	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

管内 鉱害等発生件数

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
坑廃水	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
坑廃水(土壌)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
油の排出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劇毒物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

管内の災害事例①

運搬装置のため（車両系鉱山機械のため）（坑外）

■災害の概要

発生日時	令和7年7月1日（火）10時45分頃
罹災者情報	72歳、重機オペレーター、請負、勤続年数・担当職経験年数：6年3か月
災害概要	<ul style="list-style-type: none">捨石集積場の構内道路において、法面の表土搬出作業を行っていた請負業者の作業員が、キャタピラ付10トンキャリーダンプで土砂の荷下ろし後、空車の状態で構内道路を走行中、路盤面にあった石（約縦80cm×横40cm×高さ20cm）を確認したが、そのまま通行できると思いキャタピラで乗り越えた際に、着地した衝撃を受けて腰付近に痛みを覚えた。その後、病院で診察を受けたところ、第1腰椎圧迫骨折により約3ヶ月の安静療養を要する見込みとの診断を受けた。罹災時に操作していた車両には、座席下に衝撃を吸収するクッションダンパーが装備されており、作業員は座席腰ベルト（2点式シートベルト）も装着していた。

■原因と対策

要因	対策
①人的要因：罹災者は、高さ20cm程度の石であれば、キャリーダンプで支障なく乗り越えられると判断した。	・作業者は、キャリーダンプで高さ10cm以上の石には乗り上げず、必ず避けて通行する。
②物的要因：捨石集積場の構内道路上に、高さ20cm以下の石が散在していた。	・作業責任者が大きな岩石の露出を確認した場合は、削岩機で小粒化し、道路面の高低差を極力減らす。等
③管理的要因：キャリーダンプの作業手順書が作成されていなかった。	・キャリーダンプに関する作業手順書を作成し、保安統括者が作業責任者にその内容を説明、作業責任者が作業員全員に本手順書の保安教育を実施した。



災害発生状況（再現）

管内の災害事例②

火災（坑外）

■災害の概要

発生日時	令和7年7月7日（月）16時35分頃
罹災者情報	人災無し
災害概要	<ul style="list-style-type: none">・災害発生当日（7日）、鉦山の山頂整備ハウスにて、油圧ショベルのバケット底板修繕作業のため、朝8時30分から協力会社の作業員1名（非鉦山労働者）が作業を行っていた。・16時30分頃、作業員は修繕用鉄板の溶断作業が終了したので休憩のため一旦現場を離れた。・休憩後の16時35分頃、作業場に戻ったところ、修繕用鉄板を運搬するために使っていたプラスチック製のパレットが燃えているのを目視確認した。

■原因と対策

【原因】

- 1 自動切断機の溶断作業中の火の粉が、溶断作業箇所から約1m離して置いてあった修繕資材運搬用のパレットに引火したと考えられる。その後、周辺（約3m範囲）に設置されていた溶接機等にも延焼した。
- 2 火気を扱う溶断作業の作業場所付近に可燃物（プラスチック製パレット）がある状態で作業を実施し、可燃物（プラスチック製パレット）を別の場所に移す等の引火対策が不足していた。
- 3 火気を扱う作業員の足元のプラスチック製パレットが可燃物であり、引火すると整備ハウス内の機器に燃え広がる可能性があることへの注意が不足していた。

【対策】

- 1 鉦山入構教育資料に「火気使用に関する注意事項（可燃性物質の管理その他の火災を防止するための措置）」を明記し、非鉦山労働者を含めた鉦山で作業する全員に事前教育を行い、その内容を周知徹底する。
- 2 火気を取り扱う作業員に、火災の危険性、防火対策を理解させ、作業前KYを徹底するよう適宜指導する。
- 3 火災に関連する訓練（消火訓練、防災退避訓練、救護訓練）を定期的に行い、災害防止に対する理解を深めると共に、万一の時に備えて保安確保に万全を期す。



火災後の状況

目次

1. 労働災害防止計画について

2. 鉱山災害の発生状況について

3. 鉱山災害の防止に向けた取組について

手引書の改訂・チェックリストの見直し

- 国は、鉱山へのアンケートやヒアリングを踏まえ、令和7年4月に「鉱山保安マネジメントシステム」の導入・運用の深化に向けた手引書を改訂。今回の改訂では、鉱山保安マネジメントシステムの取組導入をより促進するような内容や判定チェック項目の取組事例等を追記し、支援ツールの内容を拡充している。

手引書の見直し例（(12)保安計画の実施状況の確認 Q18）

現 行

(12) 保安計画の実施状況の確認

Q18：保安計画は、その取組が予定どおり実施されているか確認できるようになっているか？

【判定チェック項目】該当する項目に☑を入れ、その数に応じて判定してください。

- 1. 取組の実施状況について誰が確認するか明らかになっている。
- 2. 保安計画に定めた実施内容が計画通り実施されているか、確認できる様式になっている。（例えば、計画と実績に分けて毎月進捗状況を確認できる様式などが考えられる。）
＜ガイドブック P22～23、27、38～39 が参考になります。＞
- 3. 保安計画の取組状況について、保安委員会等の会議の議題に入れ、確認できるようになっている。
- 4. 内部監査やそれに準ずる取組で計画状況を確認できるようになっている。

改訂後

(12) 保安計画の実施状況の確認

Q18：保安計画は、その取組が予定どおり実施されているか確認できるようになっているか？

【判定チェック項目】該当する項目に☑を入れ、その数に応じて判定してください。

- 1. **個別**の取組の実施状況について誰が確認するか明らかになっている。
- 2. 保安計画に定めた実施内容が計画通り実施されているか、確認できる様式になっている。（例えば、計画と実績に分けて毎月進捗状況を確認できる様式などが考えられる。）
＜ガイドブック P22～23、27、38～39 が参考になります。＞
- 3. **組織の体制（仕組み）**として、保安計画の取組状況について、保安委員会等の会議の議題に入れ、確認できるようになっている。
- 4. **組織の体制（仕組み）**として、内部監査やそれに準ずる取組で計画状況を確認できるようになっている。（**鉱山保安 MS の導入レベルとの関連性が高いとされる取組内容であるため、特に重要です。取組に着手し、現在の取組内容を深化させられれば、鉱山保安MSの導入レベルが向上することが期待できます。**）

<鉱山保安マネジメントシステムとは>

- ・「自主取組によるPDCA」（経営トップによる保安方針の表明、保安目標の設定、保安計画の策定と実施、結果の評価と改善、次期目標・計画への反映）を行うことによって、継続的な保安向上に繋げるもの。
- ・PDCA：Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善）

チェックリストによる自己点検について

- 鉱山保安マネジメントシステムの導入促進にあたっては、国が自己点検のためのチェックリストと判定チェック項目を提供し、各鉱山が自己評価を実施している。令和7年度についても、令和8年1月に管内鉱山に対し、チェックリストによる自己点検を依頼。
- チェックリストは大きく分けて、リスクアセスメント等に係る点検評価〔チェックリストⅠ〕と、マネジメントシステムに係る点検評価〔チェックリストⅡ〕の2つから構成される。

Ⅰ リスクアセスメント等に係る点検評価〔チェックリストⅠ〕

（1）リスクアセスメントに対する経営トップの責任表明

Q 1：経営トップは、鉱山労働者に対し自らの意思としてリスクアセスメントの重要性等を表明し、これを推進するための体制等(組織・予算等)を整備しているか。

（2）リスクアセスメントの実施時期

Q 2：法令で定めた施業案変更等のとき以外にも、リスクアセスメントを実施しているか。

（3）情報の入手について

Q 3：リスクアセスメントを実施するに当たり、対象作業・作業場所に関し十分な情報を入手しているか。

（4）リスクの特定と鉱山労働者の参画について

Q 4：入手した情報から保安を害する要因（リスク）について 鉱山労働者を交えて特定しているか。

（5）リスクの見積もりと鉱山労働者の参画について

Q 5：特定したリスクの大きさについて 鉱山労働者を交えて見積もっているか。

（6）リスクの優先度設定とリスク低減措置の検討

Q 6：見積られたリスクに対して、対策の優先度を設定するとともに、リスク低減措置を検討しているか。

（7）リスク低減措置の実施と効果の評価・見直し

Q 7：リスク低減措置を設定した優先度に従い実施し、その実施状況を確認しているか。

Q 8：実施したリスク低減措置による効果の評価しているか。

Q 9：実施したリスク低減措置による効果の評価結果に基づき、措置の見直しを行っているか。

Ⅱ マネジメントシステムに係る点検評価〔チェックリストⅡ〕

（8）保安方針

Q 10：経営トップは、保安方針を表明しているか。

Q 11：保安方針について、鉱山労働者に浸透するよう取り組んでいるか。

（9）保安目標

Q 12：保安目標を設定しているか。

Q 13：保安目標を達成するために十分な環境整備が行われているか。

Q 14：経営トップは保安目標の達成が自らの責務であることを認識しているか。

（10）保安計画の策定

Q 15：保安目標を達成するために、保安計画（年間計画）を策定しているか。

Q 16：保安計画の各取組に対して目標（期待される効果等）を検討しているか。

（11）保安計画の鉱山労働者への浸透

Q 17：保安計画が現場の鉱山労働者まで浸透し、一丸となって実行されるような仕組みになっているか。

（12）保安計画の実施状況の確認

Q 18：保安計画は、その取組が予定どおり実施されているか確認できるようになっているか。

（13）保安計画の実行・確認・結果の反映

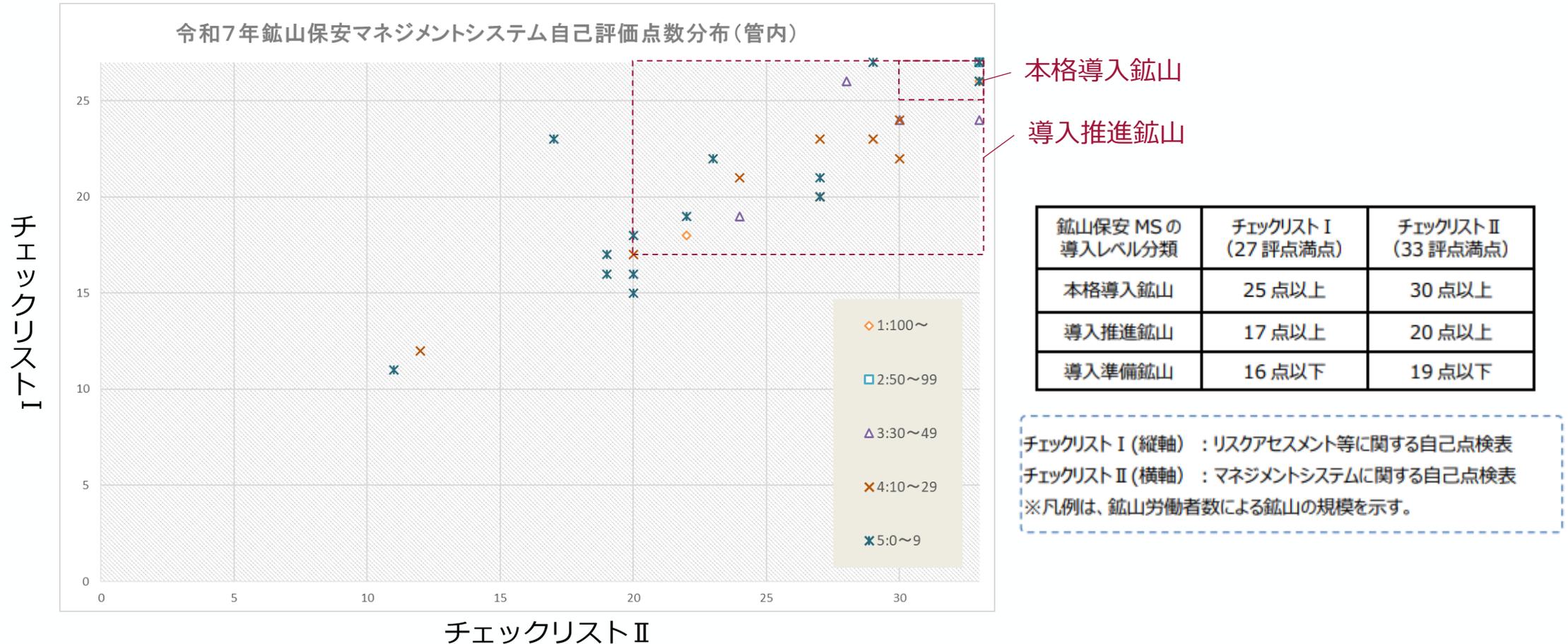
Q 19：保安計画を実行し、その進捗状況を定期的に確認し、その結果を保安計画の評価改善内容の検討につなげているか。

（14）保安目標、保安計画及びマネジメントシステムの振り返り

Q 20：保安目標（保安計画）について振り返り（評価・改善）を行っているか。

チェックリストによる自己点検結果

- チェックリストによる自己点検結果は、以下の図のとおり。管内鉱山の導入レベル別の分類結果は、本格導入鉱山が7鉱山、導入推進鉱山が18鉱山、導入準備鉱山が7鉱山となった。
- この図から、比較的労働者数の多い規模の大きい鉱山では導入が進んでいる状況。今後も、鉱山保安マネジメントシステムの本格導入に向けて、鉱山への指導を引き続き実施していく。



保安管理マスター制度に係る取組

- 国は、保安管理マスター制度の運用等を通じ、鉱業関係団体と連携・協働して保安レベル向上のための取組みを実施。
- 「露天採掘技術保安管理士」又は「鉱場技術保安管理士」の称号を付与された者については、鉱山保安法に規定する「作業監督者」に選任できる特例制度を導入。（平成28年8月1日施行）

令和7年度の取組

- 令和7年度、保安管理マスター制度による資格認定試験を全国7カ所で実施。
- 札幌で実施された法令講習について、**北海道産業保安監督部から講師を派遣し、法令講習を実施**。
（※本制度によって特例で選任されている作業監督者にあたっては、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で法令講習を受講することと規定している。）

■ 自習用試験問題の公表

試験問題を、今後受験を予定する者の自習用として、石灰石鉱業協会、天然ガス鉱業会のホームページ上に掲載。

石灰石鉱業協会HP
<https://www.limestone.gr.jp/security/>

天然ガス鉱業会HP
<https://www.tengas.gr.jp/security/>

<保安管理マスター制度とは>

- 平成25年4月に民間4団体により構成される「鉱山保安推進協議会」は、鉱山における保安管理人材の育成を目的とした「保安管理マスター制度」を創設し資格認定試験を実施。
- 試験に合格し、かつ、法令講習を受講した者を同協議会が「露天採掘技術保安管理士」又は「鉱場技術保安管理士」として認定し称号を付与。

(参考) 技術保安管理士称号認定試験の概要

1. 試験・講習科目

	露天採掘	鉱場
技術試験	○	○
鉱山保安法令に関する講習	○	
鉱山保安法令に関する試験	○	○

2. 試験日時

令和7年10月24日(金) 午前11時00分～午後4時30分

3. 試験地

全国7都市:札幌、仙台、長岡、東京、名古屋、岡山、福岡

4. 願書受付

令和7年7月28日(月)から8月20日(水)まで

5. 合格基準

技術試験(露天採掘・鉱場)、法令試験ともに正解数が概ね6割以上で合格

6. 試験結果の発表

令和7年12月5日(金)

保安レベルの継続的向上に資する取組

- 国は、保安レベルの継続的向上のため、鉱山労働者等を対象に保安指導、鉱業関係団体と連携した勉強会等を実施。

令和7年度の取組

- 北海道石灰石鉱山保安研究会主催の研究会において、当部から近年の保安状況や災害事例について紹介。
- 管内の坑内採掘炭鉱に対し、前年の保安総括及び当年の保安方針に関するヒアリングを実施。
- 全国鉱山保安週間に合わせて、当部職員による保安講話を実施。

